# スマート農業技術を活用して生産性向上に取り組む 農業者等への新たな支援制度がスタートします!

# スマート農業技術活用促進法※

「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで さまざまなメリット措置が受けられます。

# 計画認定により受けられるメリット措置

- 日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。
  - ●償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
  - ●据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
  - ●貸付金の使途に長期運転資金も設定
- > 設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。
  - ●機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
  - ●特別償却により、導入当初の税負担を軽減

(その他のメリット措置)

【出荷契約の際の 野菜法の特例の適用】



【行政手続のワンストップ化】 (航空法の特例) (農地法の特例)





認定の対象となる事業活動については裏面へ 🧡



## 申請者等

# <申請者> 農業者又はその組織する団体

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が 行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に 含めることも可能

# 認定の対象となる事業活動

**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入**をセット で**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

# スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)



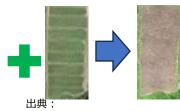
直播ドローンの活用



直播適性の高い 品種の導入



ロボットトラクタ の活用



合筆前圃場は国土地理院空中写真 (ま場の合筆



無人運搬口ボット の活用



省力樹形の導入 による動線の確保



搾乳ロボットの活用



フリーストール式 畜舎の導入

## ●相当規模(規模の要件)

- ・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。
- ●相当程度(計画の目標)
- ・計画全体で農業の労働生産性\*を5%以上向上させること。
- ・本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。また、それが**正**となること。

## ●実施期間

・原則5年以内(果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能)

なお、表面のメリット措置の活用にあたっては、それぞれ別途要件があります。 また、スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者もそれぞれ独自の要件があります。

\*労働生産性…付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)/労働時間or取組人数

# スマート農業技術活用促進法については、

随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。 詳しい内容については、お近くの地方農政局等へお問い合わせください。



# スマート農業技術の開発とその供給に取り組む 事業者への新たな支援制度がスタートします!

# スマート農業技術活用促進法※

「開発供給実施計画」の認定を受けることで さまざまなメリット措置が受けられます。

# 計画認定による受けられるメリット措置

- **> 日本政策金融公庫から長期低利の融資※を受けられます。** 
  - ●償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
  - ●据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
  - ●貸付金の使途に設備投資だけでなく**長期運転資金も設定**
  - ※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象です(研究開発の取組は貸付対象外)
- > 農研機構が全国に有する 研究設備等を利用することができます。



ロボットトラクタ

会社の設立や出資の受入れ等の際、 試験ほ場

税制上の優遇措置が受けられます(登録免許税の軽減)

- **≻ 行政手続のワンストップ化が可能です。** 
  - ●ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の航空法上の許可・ 承認の手続がワンストップ化されます。(航空法の特例)
- **> 新品種の品種登録を行う場合の出願料・登録料が減免されます。** (種苗法の特例)
- ▶ 中小機構による債務保証が受けられます。

(農業競争力強化支援法の特例)

## 認定の対象となる事業活動については裏面へ 🧡



## 認定のフロー

# 申請者

(開発供給実施計画)

申請

認定

## 農林水産大臣 (基本方針の策定・公表)

申請先:農林水産省本省

## <申請者>

スマート農業技術の開発・供給を行う事業者

- ・農機メーカー
- ・スタートアップ
- ・サービス事業者
- ·大学、公設試験研究機関

等

# 認定の対象となる事業活動

スマート農業技術等の開発(①)と開発した製品の供給(②)を 一体的に取り組む事業活動が対象です。

# ① スマート農業技術等の開発

(主な要件)

- ☑ 基本方針に掲げる開発供給事業 の促進の目標の達成に資すること
- ☑ スマート農業技術等※に該当 する技術であること 筡
  - ※ スマート農業技術の他、<mark>その効果を高める種苗、</mark> 肥料、農薬その他の農業資材も対象です。

## //<「開発供給事業の促進の目標」とは…

人口減少下においても生産水準の維持を可能 とする労働時間の削減割合及びその実現に必 要となるスマート農業技術等を「開発供給事業 の促進の目標として、農林水産大臣が設定。

#### (抜粋) 果樹・茶作の場合

農作業の区分			生産性の向
営農類 型等	農作業 の類型	スマート農業技術等	上に関する 目標
果茶(かつごぶくめなもと りかう、日、お、) し、ご等)	栽培 管理	・自動収穫機の汎用化等を通 じた受粉、摘果、摘粒、摘 葉、ジベレリン処理、剪定、 剪枝、整枝、被覆等の省力 化に係る技術	労働時間 60%削減
	除草 及び 防除	<ul><li>・急傾斜地等の不整形な園内 における自律式走行除草機 等の除草作業の省力化に係 る技術</li><li>・ドローンや自律走行型の農 薬散布機等の防除作業の省 力化に係る技術</li></ul>	労働時間 80%削減

## ② スマート農業技術等の供給

(主な要件)

- ☑ 農作業の慣行的な方法と比べて 品質又は費用の面で優位性を有すること
- ☑ 当該農業資材を適切に使用するため に必要な措置 (アフターサービス)を 実施すること。
- ☑ 当該スマート農業技術に適合した生産 の方式の内容を明確にし、その供給に 当たって**一体的に普及**するよう努めること

筡

<取組例>



複数の事業者が共同して 申請することも可能です!

#### 【農機メーカーによる取組】

① ネギの自動農薬散布 ロボットの開発



#### 【サービス事業者による取組】

② 開発した①の技術を用いた 農薬散布サービスの展開







実施期間は、原則5年以内です

ただし、新品種の育成等、事業の実施に相当な 期間を要する場合は10年以内で設定可能です

スマート農業技術活用促進法については、

随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。

◆担当:農林水産技術会議事務局研究推進課 TEL:03-3502-7438



# スマート農業技術活用促進法の認定による主な補助事業等の優遇措置

■ スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けることで、令和 7年度予算から、以下の各種事業で審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を設けることを検 討しています。 ※今後の予算編成過程で変更の可能性があります。

## 認定生産方式革新実施計画が対象となる事業

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち
- ①新基本法実装・農業構造転換支援事業
- (生産方式革新実施計画に対する支援事業を新設)
- ② 制売市場等支援タイプ (優先採択)
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち④地域循環型エネルギーシステム構築(優先採択)
- ①橋渡し支援(優先採択)
- ②先進モデル支援(優先採択)
- ③立ち上げ支援(優先採択)
- ・持続的生産強化対策事業のうち
  - ①戦略作物生産拡大支援(優先採択)
  - ②時代を拓く園芸産地づくり支援(優先採択)
- ③果樹農業生産力増強総合対策(優先採択)
- ④ジャパンフラワー強化プロジェクト推進(優先採択)
- ⑤茶•薬用作物等地域特産作物体制強化促進(優先採択)
- 認定開発供給実施計画が対象となる事業
- ・スマート農業技術活用促進総合対策のうち
- ①スマート農業技術の開発・供給促進事業(申請要件)
- ②農林水産データ管理・活用基盤強化(優先採択)
- ③次世代の衛星データ利用加速化事業(優先採択)
- 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出のうち
- ①オープンイノベーション研究・実用化推進事業 (優先採択)
- ②スタートアップへの総合的支援(優先採択)

- ・みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
  - ①グリーンな栽培体系加速化事業(補助上限額引上げ、優先採択)
  - ②有機農業拠点創出・拡大加速化事業(優先採択)
- ③SDGs対応型施設園芸確立(優先採択)
- •農地利用効率化等支援交付金(優先採択)
- 国産小麦・大豆供給力強化総合対策(優先採択)
- ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業(優先採択)
- ・農山漁村振興交付金のうち 情報诵信環境整備対策(優先採択)
- ・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業(優先採択)
- ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装支援事業 (優先採択)
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
- ①橋渡し支援 (優先採択)
- ②立ち上げ支援(優先採択)
- 野菜種子安定供給対策事業(優先採択)

※中山間地域等直接支払交付金:スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援する加算措置を講じることを検討

## 強い農業づくり総合支援交付金

## **【令和7年度予算概算要求額 20,200(12,052)百万円】**

### く対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた新しい農業の姿を生産現場で実装するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。 また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

## <事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量(直接取引分)の拡大(98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで])
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大(155地域「2028年度まで」)
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行「2050年まで」

## く事業の内容>

#### 1. 新基本法実装·農業構造転換支援事業

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**新しい農業の姿を生産現場で実装**するため、 実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至る までの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

## 2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化(産地基幹施設等支援タイプ)

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出 荷貯蔵施設や冷凍野菜の加丁・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。 また、産地の集出荷、処理加丁体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等を支援 します。

#### ② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進 に必要な施設の整備等を支援します。

### 3. 食品流通の合理化(卸売市場等支援タイプ)

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なス トックポイント等の整備を支援します。

#### <事業の流れ> 定額、1/2以内 1/2以内等 1/2以内等 農業者の組織 市町村 交付(定額) する団体等 都道府県 1/2以内等

(1の事業の一部)

(1の事業の一部、 2、3の事業)

## く事業イメージ>



「お問い合わせ先」

·補助率 : 4/10以内等

·上限額 : 20億円

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課(03-6744-2059)

## スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

## 【令和7年度予算概算要求額 3,205(45)百万円】

## く対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える 農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

## く政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上「令和12年まで」

## く事業の内容>

### 1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

- ① スマート農業技術等の検索システムの構築等の取組を支援します。
- ② 産地等の相談に対応する相談窓口の設置や専門家派遣の取組を支援します。
- ③ スマート農業技術を他品目にカスタマイズするための改良を支援します。

#### 2. 農業支援サービスの先進モデル支援

- ① **食品事業者等の需要を起点に最大限の生産性を実現する**取組を支援します。
- ② 複数産地連携など機械共用を通じた低廉なサービス提供の取組を支援します。
- ③ ドローン等の多作業・多品目利用に向けた取組を支援します。

### 3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け た以下の取組を支援します。

- ① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等
- ② サービスの提供に必要な農業機械の導入

## 4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。
- ③ 事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。

#### ※2及び3の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。 <事業の流れ> 民間団体 (1の事業) 定額、1/2以内 民間団体等 (2、3の事業) 委託 民間団体 (4の事業)

### く事業イメージ>

# 橋渡し支援 ① スマート農業技術等 の検索システムの構築



② 相談窓口の設置 や専門家の産地等 への支援

③ スマート農業 機械等のカスタ マイズ 流通への転換

#### 先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携した モデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援

(取組イメージ)







① 食品事業者 ② 複数産地の との連携による 加工品種生 産、鉄コンテナ

連携によるス マート農業機 械の共用

③ ドローン等 の多作業・ 多品目利用

## 土台づくり支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業 立ち上げ当初のビジネス確立を支援

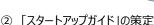
立ち上げ支援

- ① ニーズ調査や試行 的なサービス提供、人 材の育成
- ② サービス提供に必要 な農業機械の導入

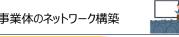


サービス事業の活用を促進するための事業環境 の整備

信標準サービス lの策定



③ サービス事業体のネットワーク構築



## 生産性向上を通じた農業の持続的な発展を実現

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課(03-3501-3769)